

# ASIAN WOMEN'S FUND NEWS

2002.3.25

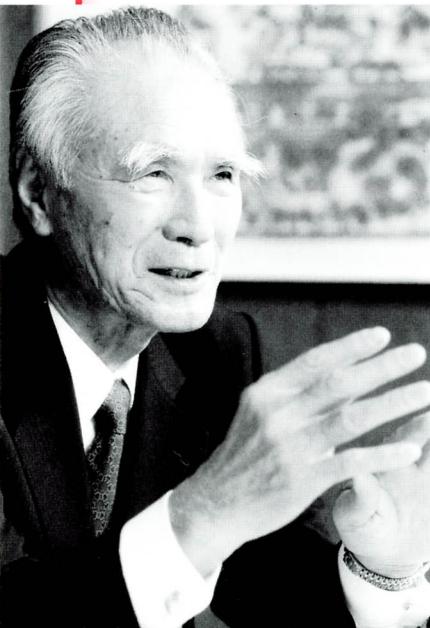
No. 19

URL <http://www.awf.or.jp/> e-mail [info@awf.or.jp](mailto:info@awf.or.jp)

村山富市理事長に聞く

Interview

## アジア女性基金の「償い事業」 —国民と政府の償いの気持ちをお届けしています



村山 富市

Tomiichi Murayama

「戦後50年内閣」の内閣総理大臣として、戦後長らく先送りされていたサハリン残留韓国・朝鮮人の帰国問題、元「慰安婦」の女性たちへの償いの問題、水俣病問題等の解決に取り組み、被爆者援護法、アイヌ新法制定等を実現させた。特に、「慰安婦」問題の解決のために、アジア女性基金を発足させた。

青山： アジア女性基金は、村山理事長が内閣総理大臣のときに設立されましたね。

村山： そうです。元「慰安婦」の方々への「償い事業」を行うことと、その深い反省のうえにたって、二度とこのような問題を起こさないように、女性に対する暴力など、今日の女性をとりまく問題に取り組むために設立しました。

### 国民参加で 道義的責任を果たす

青山： まず、「償い事業」についてお話を聞きいたします。フィリピン、韓国、台湾での事業が、今年で終了すると伺っておりますが、この事業がそれら関係する国々のみなさんに理解されたと、お感じになりますか。

村山： 正確にいようと、それらの国、地域での事業申請が終了するということです。まだ、インドネシアでの事業がありますので、「償い事業」がすべて終了

インタビュアー・青山佳世さん  
(フリーアナウンサー)

したわけではありません。

この「償い事業」は、「償い金」と政府資金による医療・福祉支援事業だけではなく、内閣総理大臣のお詫びの手紙もお届けし、反省とお詫びの気持ちを表しました。

この事業を受け取った元「慰安婦」の方々は、「日本のみなさんのお気持ちがよくわかりました」とお話されており、一定のご理解を得たと考えております。

青山： このアジア女性基金が設立されたいきさつを振り返ってお話しいただけますか。

村山： 「慰安婦」問題は、1990年ごろ、国会で質問があり政府の答弁がありました。それについて「事実はそんなことじゃない。もっと本当のことを知ってほしい」と韓国の元「慰安婦」の方が名乗り出て、日本政府を相手に訴訟を起こすということがあったり、その後国連の人権委員会などでも取り上げられるということがありました。

青山：この問題が政治的、国際的に大きくクローズアップされたわけですね。

村山：そうです。それは宮沢内閣の時ですけれども、政府が調査した結果、当時の軍の関与の下に行われたという事実もつまびらかになり、内閣官房長官が記者会見で「従軍慰安婦として数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省を申し上げる」と表明し、政府としてきちんと対応をしなきやいかんということになったわけです。

青山：それは村山政権発足前年の93年8月ですね。

村山：私が、戦後50年という歴史的な節目を迎える時期に内閣を担当することになったものですから、私の内閣でこの問題をしっかりと解決しなければならないと決意し、そのことを94年8月31日の内閣総理大臣の談話で表明しました。それを受け、与党三党（自民党、社会党、新党さきがけ）では「戦後50年問題プロジェクトチーム」をつくり、そのプロジェクトの中に「慰安婦問題小委員会」を設置してもらいました。そこでは、そういう歴史的な事実と、これからの対応をどうすべきかについて、専門家にも加わってもらい検討していただいたのです。

青山：宮沢内閣で調査を行い、村山内閣で具体的な政策を実行したことですね。

村山：これまで歴代の政権は、賠償問題、財産請求権の問題については、サン・フランシスコ平和条約や二国間条約などで誠実に対応してきている。

だから再び賠償問題を蒸し返すことはできないという立場でした。そうはいっても、この問題は、国際世論の批判のなかで無視することはできない、21世紀にむけ、これからアジア太平洋の地域の国々との信頼醸成のためにも、政府として日本の道義的責任を明確にし、この問題に対して村山内閣で対応する必要がある、という与党プロジェクトチームの答申をいただいたのです。

青山：それで、アジア女性基金を発足させたのですね。

村山：そうです。政府・与党でいろいろと検討した結果、日本政府が道義的責任を果たすために、(1)元「慰安婦」の方々への国民的な償いのための基金設置への支援、(2)彼女たちの医療・福祉への政府資金の拠出、(3)政府による反省とお詫びの表明、(4)本問題を歴史の教訓とするための歴史資料の整備などを「償い事業」の柱にしました。我が国が犯した過ちですから国民全体が反省の意思を示し、同時にこの事業を通じて戦後育ちの若い人たちにこうした歴史的事実を知ってもらうことも大事なことだと思います。そのような気持ちを表す意味でアジア女性基金を通じて、一人でも多くの国民の方々が償いの気持ちを示してくださるよう国民参加を呼びかけたのです。そして政府と一緒にこの「償い事業」に取り組んでいこうということで始めました。

### 全国津々浦々から 寄せられた募金

青山：このやり方に反対された方々もあったと伺いましたが。

村山：この基金をめぐっては国が責任を持って補償すべきだ。それをせずに民間に肩代わりさせて、政府は逃げている。そんなことは許されないという日本政府に対する強い批判がありました。一方では、強制された「慰安婦」はない、そのような「償い事業」は行う必要はないという声もありました。

青山：そういう両方の声がありながらも、元「慰安婦」のみなさんは、高齢だし早くこの事業を進めなければというお気持ちでやってこられたのですね。

村山：そうです。元「慰安婦」の方々は高齢でからだも弱ってきてています。だからこれは急いでやらなきゃならん仕事だと決断したのです。

青山：元「慰安婦」の方々への「償い金」（元「慰安婦」1人当たり200万円のお届け）は国民からの募金で行われてきたということですが、どういう方たちがご賛同になられたのでしょうか。

村山：ご自身が戦争に行かれたという方もいらっしゃるし、戦争に夫や息子を送り出した人もいる。戦争を知らない若い世代の人も募金をしてくれています。みなさん、ほんとうに、元「慰安婦」の方々に申し訳なかったという気持ちから、拠金してくださったのです。募金活動は、全国津々浦々の地域、職場で、また、政府機関や自治体にも積極的に協力を求めてまいりました。ほんとうによく取り組んでいただきました。

青山：それが現在の総計で約5億5000万円ということですね。

村山：一人一回ではなくて、本当に少ない年金の中から毎月1000円ずつご寄付いただいた方もおられます。その拠金者に対して2万通近くの「基金ニュース」を発行し、諸事業について報告をしています。

青山：これまでフィリピン、韓国、台湾、オランダ、インドネシアの5ヵ国・地域で事業を行ってきたとのことですが、もう少し、元「慰安婦」の方々のお声をお聞かせいただけないでしょうか。

村山：受け取っていただいた元「慰安婦」のみなさんからは、「50年以上、がまんし苦しんできましたが、今は正義と助けを得られて幸福に思っています」「戦争後、50年以上が過ぎてなお私たちは、からだも精神も病む状態です。若いときに連れていかれて、どんなに苦しい暮らしをしてきたか話しきれないほどです。しかし、歳をとった今、このように募金して届けてくださって、たいへんありがとうございます」という日本国民へのメッセージが届けられています。

青山：内閣総理大臣のお詫びのお手紙があって、この「償い事業」が日本国民の気持ちから来ているならと、受け取めてくださったのですね。一方では、韓国での「償い事業」は、これまで難しい状況にあったとお聞きしました。

村山：元「慰安婦」の方々に、道義的な責任を何としても果たしたいと考えていたのですが、残念ながら韓国については事業が停止した状態になっていました。その後、理事会において事業の

停止を解除し、5月1日、申請受付を終了することになりましたが、何とかアジア女性基金の気持ちをお伝えし真意をご理解いただいて事業を終えたい、と考えています。

### 女性への暴力や人権侵害に取り組む

青山：アジア女性基金のこれから事業についてお伺いします。アジア女性基金では、今日的女性問題への取り組みということで、女性に対する暴力や女性の人権に対する啓発活動などの課題が挙げられていますが、これからはどういうふうに取り組んでいかれますか。

村山：アジア女性基金は発足以来、元「慰安婦」の方々への「償い事業」とともに、歴史の反省を踏まえ、暴力の被害を受けた女性に対する様々な対応、あるいは暴力防止のための調査研究や啓発活動、国際会議の開催などを実行きました。いまなお、世界各地で多くの女性が、また内戦や地域紛争下における暴力や人権の侵害、人身売買、職場や地域でのいやがらせ、ドメスティック・バイオレンスなどのいわれなき暴力や非人道的な扱いに苦しんでいます。そうした国内外の女性に対する問題にアジア女性基金が積極的に取り組んでいくことは、ほんとうに大事な仕事じゃないかと思います。

青山：村山理事長は、この事業のスタートの時に総理大臣で、今、申請受付の終了時の理事長として携わっておられますが、この事業を通じて、国民のみなさんにお伝えすることはありますか。

村山：国民のみなさまには、アジア女性基金の活動にご理解をいただき、心から感謝を申し上げます。また、参議院議長をされた故原文兵衛さんに初代理事長をお引き受けいただいて、原さんもアジア女性基金の理事さんも運営審議会委員のみなさんも、ボランティアで献身的に取り組んでくださった。ほんとうに感謝しています。今後、日本が国際社会で名譽ある地位を得ていくためには、そういう戦争の傷跡に対して誠意をもって、道義的な責任も感じながら償いを果たしていくことが、国同士の信頼関係を築いていくという意味ではたいへん大事なことだと思います。二度とああいった誤ったことをしてはいかんし、戦争はやってはいかんという気持ちをしっかりと根づかせていくことも大事ですから、ぜひこれからもアジア女性基金の諸事業へのご理解とご協力をいただければと思います。

青山：本日はどうもありがとうございました。今後とも実りある事業活動をされますことを期待しております。

※この記事は、『フォト』(3月15日号)に掲載されたものを転載しました。

### PROFILE

青山 佳世 あおやま・かよ

愛知県出身。フリーアナウンサーとしてNHK「モーニングワイド」「こんにちはいとと6けん」などで活躍。国土交通省「交通政策審議会」委員なども務める。

## 韓国での「償い金」に かかわる事業は5月1日で終了

さる、2月15日の理事会において、韓国での事業の受付申請を5月1日に終了することを決定し、2月20日に記者会見を開き発表しました。

これまで、韓国では申請の意志があった元「慰安婦」の方々に対して、「償い金」200万円、政府予算による一人あたり300万円規模の医療・福祉支援、並びに内閣総理大臣の「お詫びの手紙」をお届けしてきました。

昨年12月17日の理事会において、この間、韓国の運動団体と政府の立場に配慮して停止状態にあった韓国事業について、当初の事業終了期日と発表していた、本年1月10日には、終了せず停止状態を続ける旨決定しました。その後、各方面と折衝・協議の結果、状況を変える可能性がないことから、去る2月15日に開かれた理事会において、2月20日をもって停止状態を解き、この「償い事業」全体の終了日と想定していた5月1日に、韓国での事業についても終了することを決定しました。

記者会見した石原副理事長は、今後ともアジア女性基金事業への理解を求めるために努力するとともに、韓国の元「慰安婦」の方々に対し、日本政府および日本国民が示す、深い反省と歴史の教訓とする決意は不变であることをあらためて表明しました。

同会見には、伊勢桃代事務局長、和田春樹理事、横田洋三運営審議会委員長が出席しました。



(2月20日、アジア女性基金事務局)



## ● 記者への質問に答えて ●

### 和田春樹理事の話

私は、日韓関係をよくしたいという気持ちをとても強く持っているものですから、願わくばもう少し韓国人に理解してもらえる形でこの事業を終えたいという気がします。

アジア女性基金が日本政府といっしょに提供したこの事業が十分なものだったとは、私たちも決して思っておりません。基金の中には国家補償を要求していた者もいたのです。不十分ではあるけれども、今はこれだけのことしかなし得ないということだったのです。ですから、これを提供して受け取ってくださる方がいれば、人数の多寡にかかわらず、前進であり成功したと私は考えます。

最終的に何人の元「慰安婦」の方々にお渡しできたかは韓国側の理解が得られれば発表したいと考えています。

### 横田洋三運営審議会委員長の話

私は、国連の人権小委員会という場で、この問題の審議にかかわってきましたが、アジア女性基金は、日本国民の気持ちが率直に表現されたものであり、かつ日本政府が道義的責任を認めてアジア女性基金に協力し、取り組んできたという点を踏まえ、有益な第一歩であるという評価がなされています。

アジア女性基金の基本的な立場は、何よりも受け取られる方々のご意思を最大限に尊重するということを基本原則として、事業を実施してまいりました。今後も韓国の被害者や支援団体などに十分にご理解が得られるよう、政府も外交ルートを通じて話し合ってほしいと思います。

# インドネシアを訪ねて—「償い事業」の現状



理事  
大沼 保昭  
(東京大学教授)

アジア女性基金がインドネシアで進めている、「高齢者社会福祉推進事業」により建設された施設の視察とインドネシア政府及び施設関係者、日本大使館などとの意見交換のために、2月2日から5日間の日程で伊勢専務理事と大沼理事がインドネシアを訪ねました。

インドネシアでは、本年中に新たに9ヶ所のアジア女性基金の支援による「高齢者社会福祉施設」が完成する予定です。これまでの施設と合わせると20ヶ所になりますが、今回訪れた施設は、このうちのジャカルタ及び南東スラウェシ州にある計3ヶ所です。

大沼保昭理事に聞きました。

今回の訪問で、一番印象に残ったことは何ですか。

大沼： もっとも印象に残ったのは、スラウェシ島の南東部にある施設で、ジャカルタから飛行機を乗り継いで行くたいへん遠いところです。その施設は10名定員ですが、「日本軍の被害者」ということで、8名の方が入居していました。元「慰安婦」と名乗られた方々のほかに、いわゆる日本軍の現地妻や日本軍の将校のお手伝いさんなど、何らかの形で日本軍に関係していた方々です。

多くの被害者がいらしたのですね。

大沼： そうです。お一人おひとりに、当時の思い出や心境について尋ねてみると、みなさん昔のことを思い出しながら、日本軍の所業についていろいろな話をしてくれました。話を聞いているだけで、こちらが辛くなる場面もありました。

お墓参りに行かれたとうかがいましたが。

大沼： ええ。夫(日本軍人)と息子さんに先立たれた方がおり、施設に入居以来一度もお参りに行っていないということでした。インドネシア政府にお願いして、その方を連れてお墓参りに行くことになりました。その方のお話では、お墓は施設から50kmのところにあり、このような機会でもなければ、もう二度と行くことはできないだろうと思ったからです。

彼女は、しばらく行っていないのでお墓の場所が思い出せるかどうか分からないと、少し不安そうでしたが、まわりの方々からも「ぜひ、行きなさいよ」と勧められて、きれいな服に着替えて出発しました。

## インドネシアにおける「償い事業」の経緯について

アジア女性基金は、1996年12月、役員を現地に派遣し、インドネシア政府社会省及び女性問題担当府高官等と基金事業について協議を開始しました。その結果、インドネシア政府は、従来から「慰安婦」問題について日本政府が良い解決方法を見出すことを希望し、(1)賠償・補償の問題は日本との条約で解決済みなので、補償金は求めない、(2)元「慰安婦」の認定は困難である、(3)元「慰安婦」の方々やその家族の尊厳を守らなくてはならない等の理由から、元「慰安婦」の方々に対する事業ではなく、女性一般の社会福祉及び医療・介護のプロジェクト「高齢者社会福祉推進事業」への支援を受けるという方針を表明しました。

この施設への入居者の選定に当っては、元「慰安婦」と名乗りでた方や女性が優先されること、場所に関しても元「慰安婦」の方が多くいたと思われる地域に重点的に整備されることが覚書で確約されました。アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々にお役に立つ事業であると判断し、インドネシア政府が実施する「高齢者社会福祉推進事業」に支援するとの覚書を97年3月、インドネシア社会省との間で締結して、97年以来、上記の「高齢者社会福祉推進事業」を支援してきました。



### 喜んでくださいましたか。

大沼：出発してみると、片道2時間以上かかるところでした。しかも途中大雨になり、村についてみると靴を脱いで、ズボンをたくしあげて、蛭がいるかどうか確かめながら行かなければならぬという凄まじいところでしたが、人によって靴のまま、私はサンダルにはきかえてジャブジャブ入って行きました。彼女はお墓参りができて、それはそれは喜んでくれました。

帰りも2時間以上かかったので、彼女もさぞがし疲れただろうと思いますけれども、おそらくもうできないであろうお墓参りができて満足げだったことがとても印象に残っています。

### 施設の状況や運営はどうでしたか。

大沼：今回訪問した施設はどれも、既存の高齢者福祉施設群内に建てられています。室内の温度が施設内のほかの棟よりやや高く感じられた施設は、その点を改善すべく現在改築中でしたが、一般的にいって、インドネシアの生活水準からみれば環境はかなり良いといつてもいいと思います。運営についても、施設関係者の熱心な取り組みの姿勢を感じました。

### 3ヶ所の施設視察を終えられ、インドネシア政府と意見交換をしたということですが、特にどんな点についてお話をされたのですか。

大沼：アジア女性基金のインドネシアでの事業は、なによりも元「慰安婦」の方々への償いという理念に基づくものなので、その点をふまえて施設の建設、運営にあたってほしいと述べました。

### これまで行われてきた「高齢者社会福祉推進事業」の一層の推進を望まれたのですね。

大沼：というより、この事業に批判的なNGOや国

会議員の意見や知識も取り入れて、一人でも多くの元「慰安婦」の方への実質的な償い、給付となるよう強調しました。批判的な国会議員とNGOには、元「慰安婦」の方々の具体的な生活改善のため、政府と話し合ってほしいと強く要望しました。

### 97年にアジア女性基金とインドネシア社会省との間で結ばれた覚書(MOU)の公開についてはどのような話し合いがあったのですか。

大沼：私たちとしては公開を求めました。これに對して、インドネシア社会省は、「覚書の公開に向けての地ならしが必要であり、地方(州・県レベル)の社会事務所に対し、覚書の締結に至った経緯や事業の全体像について周知することから始めたい。覚書の公開については、『慰安婦』問題に関する調整チーム(社会省、法務省、外務省等から構成される)において検討を行いたい」とのことでした。ねばり強く公開への同意を求めて行くことが必要だと思います。

### たいへん厳しい日程での訪問でしたが、全体の印象をお聞かせください。

大沼：インドネシア政府(施設関係者を含む)は、「ジャワ島とジャワ島以外の地域では状況が大きく違う。ジャワ島では、自分が元「慰安婦」であったことを明らかにすることは嫌がるだろう」というような意見でした。この点はインドネシア政府に批判的なNGOや議員も同じ意見でした。

この点に関して、「今までのような施設建設にかえて、医療福祉や食糧をもらえるパウチャー(給付引換券)などを発行して『日本軍の被害者』に配布したらどうか」といったNGOの提案がありました。私個人としては検討する必要があるのではないかと考えています。

#### A. 初年度(97/98年)

施設名	所在地
・ウェニン・ワルドヨ	中ジャワ州ウンガラン
・バハギア	東部ジャワ州マゲタン
・アブディ	北スマトラ州ビンジャイ
・マバラ・スング	南スラウェシ州パレバタ
・ミナウラ	南東スラウェシ州クンダリ

#### B. 第2年度(98/99年)

施設名	所在地
・ウサダ・ムリヤ	ジャカルタ特別州
・チボチョック	西ジャワ州セラン
・ジャサ・イブ	西スマトラ州バダン
・ワルガ・タマ	南スマトラ州
・ニルワナ・ブリ	東カリマンタン州
・アビヨン	ジョクジャカルタ州スレマン

#### C. 第3年度及び第4年度(00/01年)

施設名	所在地
・ブディ・ダルマ	西ジャワ州ブカシ
・ブディ・ヤヤ	西ジャワ州クラワン
・ジワ・バル	西ジャワ州ガルット
・ダルマ・バクティ	中ジャワ州スラカルタ
・ウイロソ・ウェルド	中ジャワ州ブルウォレジョ
・ムハマディヤ	東ジャワ州ブルボリンゴ
・ブディ・ルフル	南スマトラ州ルブックリンガウ
・ブディ・アグン・クバン	東ヌサトゥンガラ州
・シンタ・ランカン	中部カリマンタン州バランカラヤ

## 2月23日、東京で公開フォーラム 「戦争の記憶と未来への対話」を開催

アジア女性基金は2月23日、東京ウイメンズプラザホールで公開フォーラム「戦争の記憶と未来への対話～国際的視点から～」を開きました。日本とドイツの戦後問題に取り組んでいる学者、弁護士、ジャーナリストなどをパネリストにして、日本がアジア近隣諸国との友好をすすめる上での諸課題などについて、外国からの視点を入れて語りあつていただきました。

フォーラムは約4時間にわたり、「ドイツと日本の戦後処理の特徴」「戦争の記録と記憶」「戦後の政治的態度とパフォーマンス」「日本の世界に向けた情報発信能力」「アジアの戦争被害者に残された問題」「アジア女性基金の役割」「議論や対話の姿勢」などテーマは多岐にわたりました。

参加者した市民や学生たちからは、「知らなかつたことがわかり、日本人として人間として考えるべきこと、行うべきことに示唆を得た」「目からウロコの知識をたくさん得た」「建前の国の姿勢を超えて、民間の認識をつくることの大切さを感じた」「発言に多様性があり非常に勉強になった」「同様の会議では過激な意見ばかりが取り上げられるが、今日のフォーラムでは真実を聞けた」「対話の重要性を考えるきっかけになった」「日本人の責任意識についてもっと掘り下げてほしい」「ぜひこのような集まりをつづけてほしい」など、多くの声が寄せられました。

**パネリスト** 『戦争の記憶—日本人とドイツ人』の著者、アン・ブルマ氏／『〈戦争責任〉とは何か～清算されなかつたドイツの過去』著者、木佐芳男氏／日本の戦後補償を推進する弁護士・高木健一氏／アジア女性基金運営審議会委員で津田塾大学教授・高崎宗司氏／伊勢桃代専務理事・事務局長／司会：ジャーナリスト・石井信平氏



(2月23日、東京)

償い事業

## 募金活動について

### 募金にご協力ください

「慰安婦」とされた方々への償いのために、更なる募金が必要です

アジア女性基金は「慰安婦」とされた方々へ、国民の募金による「償い金」及び、政府予算による「医療・福祉の支援」、並びに内閣総理大臣の「お詫びの手紙」をお届けする「償い事業」を行っております。

この「償い金」は、国民の皆さまから寄せられた募金を原資としており、事業実施に際しては、元「慰安婦」お一人あたり200万円をお届けしております。本年5月1日の事業終了を間近に控え、更なる募金が必要です。

もう一息です。国民の皆さまの募金へのご協力をお願いいたします。

#### 1. 募金による「償い金」

国民からの「償い金」は、これまで、フィリピン、韓国、台湾で計213名の元「慰安婦」の方々へお届けしています。

#### 2. 募金額の状況(2002年2月28日)

募 金 総 額	約5億5400万円
「償い金」支出	4億2600万円
募 金 残 額	約1億2800万円

※なお、国民の皆さまからの募金(寄付金)は、すべて「償い金」として支出しております。

「償い事業」の事務に要する管理等経費は別途国庫補助金から支出されています。

#### 郵便振替口座

女性のためのアジア平和国民基金 00180-3-71164

\* 特定寄付金及び指定寄付金の扱い \*

アジア女性基金への寄付金は、所得税法上の寄付金控除が認められる特定寄付金または法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄付金として、財務大臣から指定されています。(指定期間2001年4月12日から2002年4月11日)

# 公開セミナー報告

平成13年度地方対策啓発事業では前年につづき、全国各地の自治体との共催により、女性への暴力、とくにドメスティック・バイオレンス(DV)をテーマとした公開セミナーを実施しました。

今年度は以下の3点を課題として掲げ、企画実行しました。

- 1、地方都市のみならず農山漁村地域を視野に入れて開催地を選択すること
- 2、テーマは地域のニーズに合わせて選定すること
- 3、一方的な情報発信ではなく、講師と聴衆間の双方向の場を提供すること

基調講演では、DVは夫から暴力を受ける妻の被害にとどまらず、これを見聞きする子どもの心身に深刻な影響を与えるという事実について、実際に子どもたちが描いた絵を示したり、具体的な例をひきながら説明されました。

また、続くパネルディスカッションでは、地元で働く臨床心理士や行政担当者、施設長なども加わり、現場で起こっている問題点、改善のための具体的提案、今後の課題などについて活発な討論がなされました。

すべての会場ではありませんが、質疑応答の時間に実際のDV被害者が手を上げられ、自らの状況を生々しく語られる場面があり、ほかの参加者にとっては、同じ地域のごく身近にこのような被害の実態があることを再認識する場ともなりました。



(11月18日、愛知県春日井市)

日 時	共催・後援団体	テーマ	講演者・パネリストなど
4月20日(金) 15:00-17:00	大分県平和運動センター	「アジア女性基金事業報告会」	岩崎正文(県平和運動センター講長)、村山富市理事長、伊勢桃代事務局長、和田春樹理事、有馬真喜子理事
8月28日(火) 13:30-16:30	滋賀県、滋賀県犯罪被害者支援連絡協議会	「ドメスティック・バイオレンスとどう向き合うか?」	土井真知(内閣府男女共同参画局暴力対策専門官)、山口恵美子(家庭問題情報センター理事)、高橋啓子(おうみ犯罪被害者支援センター副会長)
9月6日(木) 13:00-16:00	熊本県	「ドメスティック・バイオレンス ~家庭内における女性と子どもへの影響~」	山口恵美子(家庭問題情報センター理事)、山本好郎(県弁護士会両性の平等委員会)、児島達美(長崎純心大学教授)、松本周子(県婦人相談所員協議会会长)
10月26日(金) 13:30-16:45	青森市、青森市男女共同参画都市宣言記念月間実行委員会、青森県、内閣府、外務省	「ドメスティック・バイオレンス ~その理解と実際的対処のために~」	親家和仁(内閣府男女共同参画局推進課暴力対策担当課長補佐)、山口恵美子(家庭問題情報センター理事)、前田照子(ミカエラ寮前施設長)、三上久美子(青森市男女共同参画プラザ館長)
10月28日(日) 13:30-16:30	網走市、網走市教育委員会、網走市男女共同参画プラン推進協議会、北海道、内閣府、外務省	「ドメスティック・バイオレンス ~家庭内における女性と子どもへの影響~」	長谷川博一(臨床心理士・東海女子大学教授)、田村毅(東京学芸大学助教授)、菊地秀子(婦人相談員)、山本伸夫(北海道新聞論説委員)
11月18日(日) 13:30-16:30	春日井市、内閣府、愛知県、外務省	「ドメスティック・バイオレンス ~家庭内における女性と子どもへの影響~」	長谷川博一(臨床心理士・東海女子大学教授)、池田桂子(弁護士)、安藤明夫(中日新聞生活部記者)、橋本ヒロ子(十文字学園女子大学教授)
11月30日(金) 13:00-16:30	群馬県、伊勢崎市、内閣府、性暴力問題群馬弁護士ネットワーク	「ドメスティック・バイオレンス ~夫や恋人からの暴力~」	内藤和美(バース看護短期大学教授)、富岡恵美子(弁護士)、木村弓子(武藏野女子大学心理臨床センターカウンセラー)
12月18日(火) 13:00-16:00	徳島県、内閣府、外務省	「ジェンダーとドメスティック・バイオレンス ~女性への暴力と女性問題解決のために~」	米山奈奈子(東海大学講師)、大西聰(弁護士)、伊勢悦子(徳島県女性保護対策協議会会长)、宮崎房子(徳島県男女共同参画プラザ所長)
1月22日(火) 13:30-16:30	岐阜県、内閣府、外務省	「ドメスティック・バイオレンス ~その理解と実際的対処のために~」	内藤和美(バース看護短期大学教授)、岩井利光(県立女性保護施設「千草寮」寮長)、田中良(「人間と性」教育支援センター所長)
1月26日(土) 13:30-16:30	竹田市、内閣府、外務省	「ドメスティック・バイオレンス ~家庭内における女性と子どもへの影響~」	藤森和美(聖マリアンナ医学研究所カウンセリング部部長)、三井嘉雄(弁護士)、山口恵美子(家庭問題情報センター理事)、田辺正勝(大分合同新聞取締役)
2月17日(日) 13:30-16:30	岩国市、内閣府、外務省	「ドメスティック・バイオレンス ~家庭内における女性と子どもへの影響~」	後藤裕(精神科医)、徳永雅子(子どもの虐待センター評議員)、岩政靖子(山口県男女共同参画相談センター所長)、磯野恭子(フリージャーナリスト)

## 尊厳事業

## シンポジウム「子どもの人権・大人の課題」

「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が横浜で開かれるのに合わせて、2001年12月18日、  
シンポジウム「子どもの人権・大人の課題」を横浜で開催しました。

アジアの国々では、今でも100万人以上の子どもたちが、大人たちによって性的に搾取されています。貧困や家庭環境、社会的因習などをを利用して、子どもを性産業に売り飛ばしている組織があります。子どもを買収し、インターネットで子どもポルノを大量に流して快楽や利益を得ている大人たちがいます。

今回の会議では、この問題に長年取り組んでこられた海外の専門家をお招きし、第1回ストックホルム会議からの進展の状況、子どもの人権を守るために日本での取り組み、アジアの子どもたちに今何が起きていて、どうすれば子どもの商業的性的搾取を防ぐことができるか、また、横浜会議に向けて政府間で合意されたアジア地域の行動計画についても報告していただきました。シンポジウムでは、横浜会議で示された大人の課題を国内で啓発し、この問題を一日も早く根絶できるよう努力することを確認しあって会議を終えました。



(12月18日、横浜)

## &lt;講演者・シンポジスト&gt;

ロン・オグレディ(国際エクバット名誉議長)  
サンパシット・クンプラバント(タイ子どもの権利保護センター代表)  
メルセディタス・グチャレス(フィリピン司法省事務次官・弁護士)  
江橋崇(法政大学法学部教授)

## 第2回国際専門家会議「女性と司法—裁判と女性」開催

2002年1月20-22日 9:00~17:00 京都にて

第1回専門家会議においては、アジア太平洋諸国を中心として、女性が司法制度全体の中でどのように扱われ、どのような問題があり、いかなる改善の努力がなされているかを検討しました。2002年1月に開催した第2回専門家会議においては、特に裁判手続きや刑務所において、女性がどのような差別や取り扱いを受けるのかに重点をおき議論を行いました。最後に各方面へ提言するための国際的な枠組み作りを目標に一般諸原則を盛り込んだ宣言の採択を行いました。

上記専門家会議の報告書は、2002年3月末刊行予定です。  
ご希望の方は、お名前、送付先、ご使用になる目的を明記の上、ファックスにてお申し込みください。

## &lt;参加者&gt;

ライラ・ゼロウギ(判事=アルジェリア)  
ニルマラ・パンデイド(ICJ=インド)  
ザリザナ・アブドゥル・アジズ(弁護士=マレーシア)  
ホン・マーガレット・ヌグ(判事=香港)  
サーマ・ラヤカルナ(研究員=スリランカ)  
リタ・ヘニーロ(判事=フィリピン)  
横田洋三(中央大学教授=国連大学学長特別顧問)  
江橋 崇(法政大学教授)、富岡恵美子(弁護士)

## 国連世界調査「開発と女性の役割」を翻訳出版記念シンポジウム

「ジェンダーと開発～経済のグローバル化の実態とジェンダーへの影響～」  
2002年1月31日 14:00-17:00

経済のグローバル化は今さまざまな段階にあります。雇用に占める女性の割合も確実に増加していますが、所得の配分や意思決定の場で、ジェンダーによる差別や不平等が十分に改善されているとはいえない。国際的動向やアジアの農村地域に焦点をあて、経済のグローバル化が急速に進む中で、女性の生活や地位はどのような影響を受けているのかについて実態が報告され、女性と男性が真に対等な立場に立てる社会を作り上げるために何が必要なのかについて、活発な討議が行われました。

報告者:ドロータ・ギエルツ(国連ボスニア・ヘルツェゴビナミッション副代表)  
リーナ・ロイ(バンクダッシュ・Narippoko代表)  
スントリー・セーンギン(タイ東北NGOCORD代表)  
疋田美津子(置賜をひらく女たちの会)  
コーディネーター:橋本ヒロ子(十文字学園女子大学教授、アジア女性基金運営審議会委員)  
主催:財団法人女性のためのアジア平和国民基金  
国連大学、アジア農村オルタナティブ・ジャパン



(1月31日、東京)

「開発と女性の役割」をご希望の方は、送料のみご負担くださいますようお願いいたします。



## 平成13年度

## 女性尊厳事業

アジア女性基金では、女性に対する暴力のない社会をめざし、本年度は次のような事業を実施しました。

## 【啓発ポスター・アドカード】

- ポスター「気づいていますか? ドメスティック・バイオレンスは犯罪です。その悩み、ひとりで抱え込まないで。」  
全国の自治体、女性センター、婦人相談所、各都道府県警察本部などに配布。
- アドカード「おもちゃにされる子どもたち」  
第2回「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」にあわせて首都圏及び関西地域に配布

## 【Q&amp;Aハンドブック】

- 「夫やパートナーからの暴力対応マニュアルⅠ & Ⅱ  
～暴力から身を守り行動するために～」
- 「夫やパートナーからの暴力対応マニュアルⅢ  
～よりよい援助のために～」
- 「ドメスティック・バイオレンス  
～子どもをサポートするために～」  
全国の自治体、女性センター、婦人相談所、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察、NGOなどに配布。  
\*ハンドブックをご希望の方は、事務局までお問い合わせください。

## 【公開セミナー】

- 「ドメスティック・バイオレンス  
～家庭内における女性と子どもへの影響～」  
多くの自治体との共催が実現し、幅広い層の方々が参加。

## 【調査・研究】

- 「国際結婚における  
タイ人女性の現状に関する調査研究」
- 「電話相談をとおして見た  
女性に対する暴力に関する実態調査」
- 「農村地域の一般家庭における  
家庭内暴力についての意識および実態」
- 「飲酒とドメスティック・バイオレンスに  
関する調査研究」  
「武力紛争下における女性の人権」研究会
- 第18回「武力紛争下における女性の人権  
～国際人身売買・不法移民議定書の最近の議論について～」
- 第19回「武力紛争下における女性の人権  
～IL0第29条と最近の動き～」
- 第20回「ドイツ『記憶・責任・未来』基金の  
概要とアジア女性基金」  
\*報告書をご希望の団体は事務局までご連絡ください。

## 【国際会議と公開フォーラム】

- 「ジェンダーとHIV/AIDS」  
メコン川流域を中心に活動をしている研究者及び支援団体の代表者が来日し、日本の専門家と討議。
- 国連世界調査「開発と女性の役割」  
翻訳出版記念シンポジウム  
「ジェンダーと開発～経済のグローバル化の  
実態とジェンダーへの影響～」  
経済のグローバル化が急速に進む中で、女性の生活や地位はどのような影響を受けているのかについて実態が報告された。
- シンポジウム「子どもの人権・大人の課題」  
第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議(横浜市)と同時開催。
- 第2回「女性と司法—裁判と女性」  
裁判手続きや刑務所において、女性がどのような差別や取り扱いを受けるのかに重点をおき議論を行った。  
\*報告書をご希望の団体は事務局までご連絡ください。

## 【援助者のためのワークショップ】

- 「ドメスティック・バイオレンス  
～暴力の連鎖を断つために～」  
アメリカ人講師による2日間12時間にわたる援助者のためのスキルアップ研修と、自治体との共催による研修会を開催。  
公的機関の相談員、シェルター職員、看護婦、ケースワーカー、保健婦、警察官、スクールカウンセラーなどが参加。

## 【NGO支援事業】

女性の基本的人権の尊重に関わる広報活動や、女性の自立にかかる活動を支援しています。今年度は、「子どものころに虐待を受けた女性・在日外国人のための癒しのワークショップ」「日本人・在日一世韓国朝鮮人女性痴呆高齢者のための虐待防止対策事業」「DV被害女性・子ども・外国人へのサポート&権利を守る啓蒙活動」など数多くのNGOの事業に支援を行いました。

## 【お知らせ】

平成14年度の申請受付は4月1日から4月27日(申請書必着)。  
お問い合わせは、事務局へ。  
募集要項・申請書式などは、下記のホームページからも  
プリントアウトできます。

TEL.03-3583-9322 URL <http://www.awf.or.jp>